



平成 19 年 3 月期 個別中間財務諸表の概要

平成 18 年 11 月 21 日

上場会社名 株式会社 東北銀行

上場取引所 東証第一部

コード番号 8349

本社所在都道府県 岩手県

(URL <http://www.tohoku-bank.co.jp/>)

代表者 役職名 取締役頭取

氏名 浅沼 新

問合せ先責任者 役職名 常務取締役経営企画部長

氏名 千葉 幸長

TEL (019) 651-6161

決算取締役会開催日 平成 18 年 11 月 21 日

配当支払開始日

平成 18 年 12 月 8 日

単元株制度採用の有無 有 (1 単元 1,000 株)

1. 18 年 9 月中間期の業績 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
18 年 9 月中間期	7,110	2.2	747	19.3	454	3.4	5	50
17 年 9 月中間期	7,268	5.3	926	12.2	470	7.1	6	16
18 年 3 月期	14,685		1,721		914		11	63

(注) 期中平均株式数 18 年 9 月中間期 82,668,327 株 17 年 9 月中間期 76,342,203 株 18 年 3 月期 78,599,563 株
 会計処理の方法の変更 無
 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

(注) 18 年 9 月中間期の単体自己資本比率(国内基準)は、速報値であります。

	総資産	純資産	自己資本比率 (注1)	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
18 年 9 月中間期	653,532	21,689	3.3	255 72	8.71
17 年 9 月中間期	624,898	21,325	3.4	263 73	8.33
18 年 3 月期	623,046	20,353	3.3	249 70	8.12

(注) 期末発行済株式数 18 年 9 月中間期 84,813,804 株 17 年 9 月中間期 80,858,249 株 18 年 3 月期 81,507,574 株
 期末自己株式数 18 年 9 月中間期 177,123 株 17 年 9 月中間期 147,548 株 18 年 3 月期 161,572 株

(注1) 「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成 5 年大蔵省告示第 55 号)」に基づき算出しております。

2. 19 年 3 月期の業績予想 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期	14,400	1,650	950

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 11 円 20 銭

3. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
18 年 3 月期	-	2.50	-	2.50	-	5.00
19 年 3 月期(実績)	-	2.50	-	-	-	5.00
19 年 3 月期(予想)	-	-	-	2.50	-	

* 上記の予想は、本資料発表日現在において入手可能な情報及び計画に基づいて作成したものであり、実際の業績は、今後の経済情勢によって異なる場合があります。

比較中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 中間期末 (A)	平成17年度 中間期末 (B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度末 (要約) (C)	比 較 (A) - (C)
(資産の部)					
現金預け金	28,325	19,576	8,749	21,131	7,194
コールローン	50,100	29,235	20,865	29,700	20,400
買入金銭債権	500	500	0	500	0
商品有価証券	76	38	38	49	27
有価証券	113,834	107,118	6,716	103,526	10,308
貸出金	438,470	446,366	7,896	444,991	6,521
外国為替	190	112	78	218	28
その他資産	1,999	2,123	124	2,747	748
動産不動産	-	8,567	-	8,434	-
有形固定資産	8,388	-	-	-	-
無形固定資産	371	-	-	-	-
繰延税金資産	5,291	5,397	106	5,827	536
支払承諾見返	10,283	10,718	435	10,490	207
貸倒引当金	4,299	4,857	558	4,569	270
資産の部合計	653,532	624,898	28,634	623,046	30,486
(負債の部)					
預金	611,967	584,709	27,258	580,555	31,412
借入金	1,537	1,500	37	1,537	0
外国為替	0	0	0	0	0
社債	1,200	1,200	0	1,200	0
新株予約権付社債	2,000	-	2,000	2,800	800
その他負債	1,151	1,843	692	2,375	1,224
退職給付引当金	2,411	2,397	14	2,442	31
再評価に係る繰延税金負債	1,291	1,203	88	1,292	1
支払承諾	10,283	10,718	435	10,490	207
負債の部合計	631,843	603,573	28,270	602,693	29,150

比較中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成18年度 中間期末 (A)	平成17年度 中間期末 (B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度末 (要約) (C)	比 較 (A) - (C)
(資本の部)					
資 本 金	-	6,728	-	6,828	-
資 本 剰 余 金	-	4,667	-	4,767	-
資 本 準 備 金	-	4,659	-	4,759	-
その他資本剰余金	-	7	-	8	-
利 益 剰 余 金	-	7,459	-	7,701	-
利 益 準 備 金	-	1,775	-	1,815	-
任 意 積 立 金	-	4,593	-	4,593	-
中間(当期)未処分利益	-	1,090	-	1,292	-
土地再評価差額金	-	1,775	-	1,685	-
その他有価証券評価差額金	-	726	-	593	-
自 己 株 式	-	32	-	37	-
資本の部合計	-	21,325	-	20,353	-
負債及び資本の部合計	-	624,898	-	623,046	-
(純資産の部)					
資 本 金	7,231	-	-	-	-
資 本 剰 余 金	5,165	-	-	-	-
資 本 準 備 金	5,156	-	-	-	-
その他資本剰余金	8	-	-	-	-
利 益 剰 余 金	7,955	-	-	-	-
利 益 準 備 金	1,856	-	-	-	-
その他利益剰余金	6,098	-	-	-	-
退職慰労積立金	149	-	-	-	-
別 途 積 立 金	4,713	-	-	-	-
繰越利益剰余金	1,235	-	-	-	-
自 己 株 式	41	-	-	-	-
(株主資本合計)	(20,309)	-	-	-	-
その他有価証券評価差額金	303	-	-	-	-
繰延ヘッジ損益	0	-	-	-	-
土地再評価差額金	1,683	-	-	-	-
(評価・換算差額等合計)	(1,379)	-	-	-	-
純資産の部合計	21,689	-	-	-	-
負債及び純資産の部合計	653,532	-	-	-	-

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年度 中間期 (A)	平成17年度 中間期 (B)	比 較 (A) - (B)	平成17年度 (要約)
経常収益	7,110	7,268	158	14,685
資金運用収益	5,783	5,773	10	11,574
(うち貸出金利息)	(5,099)	(5,200)	(101)	(10,399)
(うち有価証券利息配当金)	(511)	(479)	(32)	(999)
役務取引等収益	1,045	1,040	5	2,129
その他業務収益	106	255	149	315
その他経常収益	173	199	26	665
経常費用	6,362	6,341	21	12,963
資金調達費用	394	225	169	444
(うち預金利息)	(249)	(122)	(127)	(243)
役務取引等費用	483	478	5	966
その他業務費用	120	70	50	118
営業経費	4,709	4,738	29	9,368
その他経常費用	655	829	174	2,065
経常利益	747	926	179	1,721
特別利益	52	59	7	135
特別損失	27	21	6	24
税引前中間(当期)純利益	771	964	193	1,833
法人税、住民税及び事業税	9	648	639	627
法人税等調整額	307	153	460	291
中間(当期)純利益	454	470	16	914
前期繰越利益	-	619	-	619
退職慰労積立金取崩額	-	1	-	1
中間配当額	-	-	-	202
利益準備金積立額	-	-	-	40
中間(当期)未処分利益	-	1,090	-	1,292

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					退職慰労 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日残高	6,828	4,759	8	4,767	1,815	130	4,463	1,292	7,701
中間会計期間中の変動額									
新株の発行	402	397	-	397	-	-	-	-	-
剰余金の配当(注2)	-	-	-	-	41	-	-	244	203
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	454	454
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-
退職慰労積立金の積立	-	-	-	-	-	30	-	30	-
退職慰労積立金の取崩	-	-	-	-	-	10	-	10	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	250	250	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	2	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計	402	397	0	397	41	19	250	56	253
平成18年9月30日残高	7,231	5,156	8	5,165	1,856	149	4,713	1,235	7,955

	評価・換算差額等						純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
平成18年3月31日残高	37	19,260	593	-	1,685	1,092	20,353
中間会計期間中の変動額							
新株の発行	-	800	-	-	-	-	800
剰余金の配当(注2)	-	203	-	-	-	-	203
中間純利益	-	454	-	-	-	-	454
自己株式の取得	5	5	-	-	-	-	5
自己株式の処分	0	1	-	-	-	-	1
退職慰労積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-
退職慰労積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	2	-	-	-	-	2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	-	-	289	0	2	286	286
中間会計期間中の変動額合計	4	1,049	289	0	2	286	1,336
平成18年9月30日残高	41	20,309	303	0	1,683	1,379	21,689

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

(平成 19 年 3 月期 中間個別決算説明資料)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	9年～30年
動産	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権（要注意先債権のうち、貸出条件緩和債権等を除く。）に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。要注意先債権のうち貸出条件緩和債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額について過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,549百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

(平成 19 年 3 月期 中間個別決算説明資料)

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建て資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日)を当中間会計期間から適用しております。

当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は 2 1, 6 8 9 百万円であります。

なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「退職慰労積立金」、「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (2) 総額で繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益として「その他資産」及び「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- (4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

(平成 19 年 3 月期 中間個別決算説明資料)

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 3 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2, 0 8 6 百万円、延滞債権額は 1 3, 8 7 3 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 3 3 5 百万円であります。
 なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 8, 4 5 7 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 2 4, 7 5 2 百万円であります。
 なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2, 0 0 3 百万円であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 6, 3 4 8 百万円あります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
 有価証券 4, 6 8 8 百万円
 現金 5 百万円
 担保資産に対応する債務
 預金 3, 3 1 1 百万円
 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券 3 4, 5 9 2 百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は 4 0 百万円、敷金は 1 6 百万円あります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1 4 6, 3 5 9 百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 1 3 0, 4 5 9 百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(平成19年3月期 中間個別決算説明資料)

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,938百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 8,885百万円
 12. 有形固定資産の圧縮記帳額 511百万円
 (当中間会計期間圧縮記帳額 -百万円)
 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,500百万円が含まれております。
 14. 社債は、劣後特約付社債であります。
 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 30百万円
 16. 当中間会計期間の発行済株式数の増加

発行年月日	発行形態	発行株式数(株)	発行価格(円)	資本組入額(円)
平成18年6月22日	新株予約権付社債の権利行使	1,207,729	248.5	150,966,125
平成18年7月20日	新株予約権付社債の権利行使	805,152	248.5	100,644,000
平成18年9月6日	新株予約権付社債の権利行使	1,308,900	229.3	150,523,500

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
 建物・動産 175百万円
 その他 56百万円
 2. その他経常費用には、貸出金償却452百万円及び貸倒引当金繰入額167百万円を含んでおります。
 3. 特別損失には、減損損失13百万円及び役員退職金10百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	161	19	3	177	(注)
合計	161	19	3	177	

(注) 普通株式の自己株式の増加19千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
 普通株式の自己株式の減少3千株は、単元未満株式の買増しによる減少であります。

(リース関係取引)

EDINETによる開示を行うため記載を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 該当ありません。